

公開買付条件等の変更の公告

各 位

2026年10月29日

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
株式会社ITG-Gホールディングス
代表取締役 辺見 芳弘

株式会社ITG-Gホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、かどや製油株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式を対象とする金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、2026年10月29日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出し、公開買付者が2026年9月15日付で関東財務局長に提出した公開買付届出書（2026年9月25日付及び同年10月8日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部を訂正するとともに、本公開買付けに係る買付条件等の変更を行います。

これに伴い、2026年9月15日付の公開買付開始公告（2026年10月8日付「公開買付開始公告の訂正の公告」により訂正された事項を含みます。）に係る訂正及び買付条件等の変更について、下記のとおり公告いたします。

記

1. 公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社ITG-Gホールディングス
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

かどや製油株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間（変更後）

2026年9月15日（火曜日）から2026年11月13日（金曜日）まで（39営業日）

3. 買付条件等の変更の内容

変更箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

（変更前）

2026年9月15日（火曜日）から2026年10月30日（金曜日）まで（30営業日）

（変更後）

2026年9月15日（火曜日）から2026年11月13日（金曜日）まで（39営業日）

(8) 決済の開始日

(変更前)

2026年11月9日 (月曜日)

(変更後)

2026年11月20日 (金曜日)

4. その他

(変更前)

<前略>

また、公開買付者は、2026年9月10日、対象者より、2026年8月17日付でC社（注2）から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第5項第8号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の2第1号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	<u>不明</u>
買付け等の価格	<u>不明</u>
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第4項各号に掲げる条件の内容	<u>不明</u>

（注2） 対象者が選定した、非公開化に係るパートナー候補者のうちの1社であるファンドを指します。

(変更後)

<前略>

また、公開買付者は、(i)2026年9月10日、対象者より、2026年8月17日付でC社（注2）から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を、(ii)2026年10月20日、小澤氏より、小澤氏がC社と同日に面談を実施し、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け（C社）」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化（以下「本取引（C社）」といいます。）の実施につき提案を受領した旨の伝達を、(iii)2026年10月27日、対象者より、同日付でC社から本取引（C社）に係る法的拘束力のある提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第5項第8号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の2第1号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明 <u>(注3)</u>
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	<u>30営業日を想定しているものの、公開買付け期間満了のタイミングに照らし、30営業日を若干上回る期間を設定することも検討</u>
買付け等の価格	<u>(i)自己株式取得ストラクチャー（C社）①（注4）の場合には3,000円、(ii)自己株式取得ストラクチャー（C社）②（注5）の場合には2,907円、(iii)自己株式取得ストラクチャー（C社）③（注6）の場合には2,872円、(iv)本自己株式取得（注7）を実行せず、本公開買付け（C社）のみ実行する場合には2,654円</u>
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第4項各号に掲げる条件の内容	<u>買付予定数の上限：なし 買付予定数の下限：法人株主及び創業家株主との合意状況を踏まえ、本公開買付け（C社）後の議決権の3分の2以上を確保できる水準</u>

(注2) 対象者が選定した、非公開化に係るパートナー候補者のうちの1社であるファンドを指します。

(注3) 上記(ii)の提案は株式会社アドバンテッジパートナーズによるものですが、上記(iii)の提案の主体については対象者から伝達を受けておらず、どのような主体が公開買付者となるかについては明らかではありません。

(注4) 三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）、三井物産株式会社（以下「三井物産」といい、三菱商事と合わせて「法人株主」といいます。）、小澤物産及び小澤商事とC社との間で、対象者による法人株主、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結した場合を指します。

(注5) 法人株主とC社との間で、対象者による法人株主が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結した場合を指します。

(注6) 三菱商事、小澤物産及び小澤商事とC社との間で、対象者による三菱商事、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結した場合を指します。

(注7) 法人株主、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式につき、これらの株主との間で自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結し、当該契約に基づき対象者による自己株式取得を行うことを指します。

4. 買付条件等を変更する旨及び理由

公開買付者は、2026年9月15日より本公開買付けを開始いたしましたが、対象者が2026年10月28日付で公表した「(変更)「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、対象者が、2026年10月27日付で、C社から、本公開買付け(C社)及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書を受領した旨を公表したことを受けて、2026年10月29日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、これに伴って、本公開買付けにおける買付け等の期間を当該訂正届出書の提出日である2026年10月29日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月13日まで延長し、合計39営業日とすることを含む買付条件等の変更を行うものです。

5. その他

本公告を行う日以前に既に本公開買付けに応募された株券についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

以 上